

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第100回）
（持ち回り開催）

- 日時：令和3年8月30日（月）
- 議題：
 - （1）症例報告について
 - （2）その他

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(前回対策本部会議(8/29)以降公表事例)

<県設置保健所管内: 県内1409~1420例目>

陽性 確認日	陽性 公表日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触等
8月29日	8月30日	県内1409例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月29日	8月30日	県内1410例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月29日	8月30日	県内1411例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月29日	8月30日	県内1412例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月29日	8月30日	県内1413例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月29日	8月30日	県内1414例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月29日	8月30日	県内1415例目	倉吉	非公表	非公表	非公表	非公表	
8月29日	8月30日	県内1416例目	米子	10	男	西部地区	公務員	
8月29日	8月30日	県内1417例目	米子	非公表	非公表	非公表	公務員	
8月29日	8月30日	県内1418例目	米子	非公表	非公表	県外	非公表	
8月29日	8月30日	県内1419例目	米子	非公表	女	非公表	非公表	
8月29日	8月30日	県内1420例目	米子	非公表	非公表	米子市	非公表	

※8月29日陽性確認分の県内1407、1408例目(鳥取市保健所管内693、694例目)の詳細については調査中

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(25例目)

感染者が利用していた施設で、県内25例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が発生したことが、8/30（月）に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

1. **クラスターが発生した施設** 倉吉市内にある飲食店
2. **クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者** 5名（全て利用者）
3. **患者対応** 陽性者は入院等で対応 { 陽性者が確認された日
8/28：1名、8/29：4名 }
4. **現時点で確認できたクラスター発生要因**
週に1回程度、利用客自らが入れ替わりステージに上がって演奏・歌唱するイベントを実施していたが、次の対応ができていなかった。（陽性者5名が8/24（火）開催のイベントに参加）
 - ・演奏者と観客席の間にビニールカーテンが準備されていたが、使用していなかった。
 - ・利用者のマスク着用が徹底されてなかった。
 - ・営業時間中は騒音対策のため、店舗入口や厨房勝手口を閉めており、換気が不十分だった。

5. クラスター対策条例に基づく対応状況

根拠条文（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

対応状況

- ・倉吉保健所は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と施設の使用停止を含む感染拡大防止措置の実施を求めた。
 - 積極的疫学調査により8/29（日）に全ての従業者及び利用者のPCR検査を実施済み。
 - 今後、施設の感染対策の点検調査のため、クラスター対策特命チームや鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの派遣を予定。
- ・施設管理者は、8/29から施設を使用停止しているほか、保健所の指示に基づき感染拡大防止に協力しており、利用者の名簿提供、検査対象者への連絡を行っている。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(25例目)

根拠条文(公表)

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

- 施設管理者から、直ちに利用者等全員に連絡したとの説明を受けており、公表は行わない。
- なお、全員に連絡した事実を確認するため、施設管理者から、利用者名簿も別途提出していただいております、利用者名簿に登載されている全ての者のPCR検査の受検を確認済み。
- 今後、説明と矛盾する事実が判明した場合には、公表も視野に対応。

根拠条文(必要な措置の勧告)

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

対応状況

- 施設は、8/29(日)から使用停止中。
- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な措置を行うよう勧告する。

クラスター対策等に関する条例に基づく店舗名の公表

県内23例目のクラスターに認定した施設で、8月29日（日）に事業者が利用を把握できていない者から陽性者が発生したことが確認されたため、条例に基づき店舗名を公表します。

下記検査対象者に該当する方は、接触者等相談センターへ御連絡いただくようお願いします。

（今回判明後）陽性者数：7名（+1） 検査対象者数：19名（+2）

※（ ）内は認定時からの増分で、全て利用者

記

【店 舗 名】 **シン・ワンメイク**

（米子市旗ヶ崎6丁目2-28）

【検査対象者】 **8月20日（金）以降に上記店舗に立ち寄られた方**

接触者等相談センター

（東部地区） ☎ **0857-22-5625** 毎日8:30~17:15

（ファクシミリ） **0857-20-3962**

（中部地区） ☎ **0858-23-3135** 毎日8:30~17:15

（ファクシミリ） **0858-23-4803**

（西部地区） ☎ **0859-31-0029** 毎日8:30~17:15

（ファクシミリ） **0859-34-1392**

- 店舗名の公表は、利用者に感染リスクを知ってもらい、速やかにPCR検査を受けていただくことを目的としており、決して罰則のような趣旨ではありません。
- 当該店舗や感染者、利用者等に対する誹謗中傷、不当な差別、プライバシー侵害等に繋がらないよう、報道に際しては特段の御配慮をお願いします。

異物混入のリスクが否定できないワクチンへの対応について

<8月28日に沖縄県で確認されたモデルナ製ワクチンの異物混入について>

- 8月29日に国から当該ワクチンを使用して差し支えないと発表があった。
- 該当ロット納入済みの県内の職域接種5会場に対して、使用して差し支えない旨連絡済み。

<8月29日に群馬県で確認されたモデルナ製ワクチンの異物混入について>

- 現在、国と群馬県が協議中であり、ロットナンバーは非公表。
- 各職域接種会場は、当面の間、目視による異物混入のチェックを徹底し接種を推進。

[県の対応]

- (1)職域接種実施中会場へ要請:使用・在庫状況の確認、ワクチン接種前目視確認の徹底、接種済者への情報提供
- (2)影響を受ける予定者の希望をふまえた接種会場の再調整
- (3)国に対し健康被害状況の共有、今後のワクチン受領計画の適正実施等を要請
- (4)県政広報媒体による県民向け注意喚起
- (5)健康被害等相談窓口の開設(0857-26-7977)